

教職員の働き方改革について

対象受検機関：教育総務企画課、教育振興室高等学校課、教育振興室保健体育課、教職員室教職員企画課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																				
<p>1 教職員の業務負担軽減に関する取組 平成25年3月 「教職員の業務負担軽減に関する報告書」の取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の見直し 大阪府学校支援人材バンク制度により、平成29年度においては運動部活動外部指導者派遣事業として128校に274名を派遣した。 ・実態に即した勤務形態の導入 学校運営上、校長が必要であると認める場合（部活動指導業務を含め、補習業務や登下校指導業務など）に、教職員の勤務時間の割振りを柔軟に変更できる制度であり、平成26年3月から実施し、各府立学校の特色や状況に応じて運用している。 <p>平成28年12月 府立学校における長時間勤務の縮減に向けた好事例（199件）の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立学校における長時間勤務の縮減に向けた取組みの周知（好事例199件） 平成28年度大阪府立学校安全衛生協議会 健康対策部会 長時間労働健康障がい防止委員会の実態調査により、各府立学校における時間外勤務縮減に向けた取組を取りまとめ、各校の特色や状況に応じて取組の参考にするよう送付した。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・生徒の完全下校時刻の設定 <li style="width: 50%;">・夏季休業中等の年休の集中取得日の設定 <li style="width: 50%;">・生徒、教員の定時退校日の設定 <li style="width: 50%;">・学校行事の見直し、精選 <li style="width: 50%;">・部活動顧問の複数配置 <li style="width: 50%;">・業務時間外における留守番電話の設置 <li style="width: 50%;">・会議の効率化（構成メンバー精選、資料データ化・事前配付、時間設定） <li style="width: 50%;">・産業医、安全衛生委員会の活用 <li style="width: 50%;">・時間外在校時間の提示 </div> <p>平成29年4月 全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施</p> <p>平成30年3月 「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」の取りまとめ</p> <p>2 府立学校における時間外在校時間の状況 府立学校教員一人当たりの平均時間外在校時間 (単位：時間)</p> <table border="1" data-bbox="216 1465 1576 1648"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 日 制 (対 前 年)</td> <td>392.0 (+11.0)</td> <td>400.7 (+8.7)</td> <td>401.6 (+0.9)</td> <td>394.9 (▲6.7)</td> </tr> <tr> <td>定時制通信制 (対前年)</td> <td>220.7 (+3.3)</td> <td>167.1 (▲53.6)</td> <td>171.6 (+4.5)</td> <td>159.1 (▲12.5)</td> </tr> <tr> <td>支援学校 (対前年)</td> <td>249.3 (+3.5)</td> <td>257.9 (+8.6)</td> <td>244.4 (▲13.5)</td> <td>233.3 (▲11.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年3月に取りまとめられた「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」によれば、「教職員の働き方改革については、平成25年3月に取りまとめた『教職員の業務負担軽減に関する報告書』をもとに取組みを進めてきた。平成29年4月からは、全国に先駆け、全ての府立学校において、全校一斉退庁日、ノークラブデーを実施し、府立学校における教員一人当たりの平均時間外在校時間は、</p>	年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	全 日 制 (対 前 年)	392.0 (+11.0)	400.7 (+8.7)	401.6 (+0.9)	394.9 (▲6.7)	定時制通信制 (対前年)	220.7 (+3.3)	167.1 (▲53.6)	171.6 (+4.5)	159.1 (▲12.5)	支援学校 (対前年)	249.3 (+3.5)	257.9 (+8.6)	244.4 (▲13.5)	233.3 (▲11.1)	<p>1 教職員の業務負担軽減に関する取組が進められているが、実態に即した勤務形態の導入及び府立学校における長時間勤務の縮減に向けた好事例（199件）の周知について、教育庁として各府立学校における運用状況・活用状況を確認していない。</p> <p>2 教員の勤務実態については、時間外在校時間について把握されているが、職務と勤務態様の特殊性から、持ち帰り業務を含めた業務の全体像までは把握されていない。 上記のような状況において、学校及び教員の業務の総量を減らすことなく、時間外在校時間の縮減を図れば、教員が自宅に持ち帰る業務の増加につながるおそれがあり、教員の業務負担軽減が十分に図られない可能性がある。</p>	<p>1 教職員の業務負担軽減に関する取組について、各府立学校における運用状況・活用状況を確認し、情報の共有化を行うなど、より効果的に取組が進められるよう検討されたい。</p> <p>2 教職員の働き方改革の推進においては、時間外在校時間の縮減に加え、学校及び教員が担うべき業務の明確化・適正化を図り、その状況を把握した上で、持ち帰り業務を含めた教員の業務について、負担軽減がなされるよう検討されたい。</p>
年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																		
全 日 制 (対 前 年)	392.0 (+11.0)	400.7 (+8.7)	401.6 (+0.9)	394.9 (▲6.7)																		
定時制通信制 (対前年)	220.7 (+3.3)	167.1 (▲53.6)	171.6 (+4.5)	159.1 (▲12.5)																		
支援学校 (対前年)	249.3 (+3.5)	257.9 (+8.6)	244.4 (▲13.5)	233.3 (▲11.1)																		

府立学校全体で初めて前年度を下回るなど一定の成果が表れてきているが、依然として多くの時間外勤務が生じている。」とされている。

【参考】

・中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月22日）より

2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

(2) 検討の視点

① 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

学校における働き方改革とは、単に教師の帰宅時間を早めれば実現するものではない。すなわち、学校及び教師の業務の総量を減らさずして、在校時間の短縮を図ろうとしても、家に持ち帰る仕事が増えることにつながり、根本的な解決にはならない。

限られた時間の中で、教師一人一人の授業準備や自己研さん等の時間を確保するとともに、意欲と高い専門性をもって、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、学校が担うべき業務、教師が担うべき業務を、関係法令や通知等を勘案しながら改めて整理した上で、教師の専門性を踏まえ、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていくことが必要である。

措置の内容

1 令和元年度より各府立学校の服務査察において、教職員の業務負担軽減に関する取組（実態に即した勤務形態の導入、府立学校における長時間勤務の縮減に向けた好事例（199件）の周知）について、各府立学校の運用状況・活用状況の確認を行った。

また、庁内ウェブページ（教職員室ホームページ：働き方改革ポータルサイト）において、「長時間勤務縮減事例集」・「効果のあった取組集計結果」・「各校における『働き方改革への取組み』事例」を掲載し情報の共有化を図った。

2 平成30年3月に取りまとめた「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」の取組みが定着するよう令和元年度より「府立学校に対する指示事項」においても取組の重点として定め、当該取組みが着実に実施されるよう指示を行っている。

また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正（R元.12）に伴い、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等」の条文が新設されたことを受け、府においても「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（R2.3）を制定し、同規則において、所定の勤務時間以外における業務の上限時間を定め教育職員の業務量の適切な管理を行うこととした。

在校等時間の把握については総務事務システムの改修（R3.1～試行運用、R3.4～本格運用）を行い、これにより教育職員の時間外在校等時間を把握・管理しており、引き続き、対象となる教育職員に必要な応じて業務処理方法の改善に関する指導・助言を行うこととした。

令和3年11月には、府立学校の校長、准校長あて、令和2年度までの時間外在校時間の状況を共有するとともに、関連諸規程を改めて周知した。引き続き、働き方改革の推進に努める。

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年8月8日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）